

Q

遺言には、どのようなものがありますか？

A

遺言には、自筆証書遺言と公正証書遺言があります。自筆証書遺言は、日付や署名まで全文を自筆で書く遺言です。(パソコン不可) 手軽な反面、厳格な方式が定められていて不備があると無効になることもあります。また、遺言者が、亡くなった後、自筆証書遺言が見つかったら家庭裁判所に提出し、裁判官の前で相続人が集まって検認手続きをするようになります。

一方、公正証書遺言は公証人がその意向に沿った内容で法的に明確に書面にしてくれます。また、公証人が作成した遺言の公正証書は、公証役場で半永久的に保管されます。遺言者が高齢で病気の場合、公証人が病院や自宅まで出張して作ることもできます。

Q

遺言は、何回でも書けるのですか？

A

遺言は、満 15 歳以上なら誰でも作れますし、何回でも書きなおせます。また、遺言後に事情が変わったら撤回したり、変更したりできます。

遺言に関する



Q

公正証書の作成手数料は？

A

公正証書作成手数料

目的の価額	手数料
100 万円まで	5,000 円
200 万円まで	7,000 円
500 万円まで	11,000 円
1,000 万円まで	17,000 円
3,000 万円まで	23,000 円
5,000 万円まで	29,000 円
1 億円まで	43,000 円
(1 億円を超すと、5,000 万円ごとに以下の金額が加算される)	
3 億円まで	13,000 円
10 億円まで	11,000 円
10 億円を超えるもの	8,000 円

★遺言の手数料の場合、「目的の価額」の総額が 1 億円までの場合、上記の金額に必ず 11,000 円が加算される

Q

どのような人が、遺言を残すべきですか？

A

民法の法定相続分の規定にしばられず遺言者の意思で財産を分けたい人。例えば、夫が長年連れ添った妻へ、確実に全財産を残したい時は、そういう趣旨の遺言を書くべきです。また、看病してもらっている息子の嫁に財産を贈りたい時は、遺贈と言って同じように遺言書が必要です。

Q

法定相続人は、遺言によって相続財産をもらえない場合、あるのですか？

A

民法では、遺言によってあまりにも相続人が、不利益になることを防ぐため、遺留分といって遺産の一定割合を相続人に保証しています。